**えびの市本庁舎照明設備LED化事業　公募型プロポーザル実施要領**

**１　目的**

　えびの市（以下「本市」という。）では、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減並びに地元への経済波及効果を目的として、本庁舎の照明について、省エネルギーかつ長寿命のLED照明への更新を行う。本事業の推進にあたり、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、信頼できる最適な提案者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して本要領で必要な事項を定める。

**２　概要**

　（１）事 業 名　えびの市本庁舎照明設備LED化事業

　（２）内　　容　別紙仕様書のとおり

　（３）契約方式　賃貸借契約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に規定する長

期継続契約）

　（４）事業期間

　　　①LED照明機器への改修等　　契約締結日より令和８年３月３１日まで

　　　②賃貸借期間　工事終了の確認の翌月から５年間（６０か月）

　（５）提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない。）総額１０，８７３，６８０円（税抜）

**３　実施形式**

　公募型プロポーザル方式

**４　参加資格条件**

　本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平

成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（３）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（４）団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は拘禁刑以上の刑に処せられて

　　いるものがいないこと。

（５）租税等の滞納がないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規

　　定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者で

ないこと。

（７）本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する技術者を選任できるものであること。

（８）次のア又はイに該当する者であること。

　　　ア　令和6-8年度えびの市指名競争入札参加資格者名簿（物品等の買い入れ、製造（修繕を含む）、

売却、借入等）に登録されている者

　　　イ　上記に登録されていない者にあっては、令和７年７月１０日（木）までに指名競争入札参加資格審査申請書の提出を財産管理課　管財係まで行い、契約締結までに発注者に上記ア同等の資格を有していると認められる者（様式については、財産管理課　管財係に問い合わせること）

**５　公募型プロポーザル実施の公示方法**

　えびの市ホームページ上に公示

　ホームページURL：https://www.city.ebino.lg.jp/

**６　スケジュール**

　本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合があ

る。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間または期日 |
| プロポーザルの実施要領等の公表 | 令和７年６月２０日（金） |
| 質問の受付期間 | 令和７年６月２３日（月）から  令和７年６月２７日（金）午後５時まで |
| 質問に対する回答 | 令和７年７月２日（水） |
| 参加表明書及び指名競争入札参加資格審査申請書（物品等）並びに誓約書兼同意書提出期限  ※指名競争入札参加資格審査申請書（物品等）は、未提出の場合のみ提出のこと | 令和７年７月１０日（木）午後５時まで |
| 途中辞退届期限 | 令和７年７月１５日（火） |
| 参加資格確認結果通知 | 令和７年８月上旬 |
| 企画提案書提出期限 | 令和７年８月２０日（水）午後５時まで |
| プレゼンテーション審査 | 令和７年８月２９日（金） |
| 選考結果通知 | 令和７年９月５日（金） |
| 契約締結 | 令和７年９月１８日（木） |

**７　提出様式等の配布方法**

　実施要領、参加表明書等の様式は、えびの市ホームページからダウンロードすること。

**８　参加表明書等の提出**

　本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第１号）及び誓約書兼同意書（様式第

２号）を提出すること。

（１）提出期限

　　　令和７年７月１０日（木）午後５時まで（必着）

（２）提出先

　　　「21　提出・問合せ先」のとおり

（３）提出方法

　　　提出は、持参又は郵送（簡易書留に限る。）によること。持参による提出は、土曜、日曜及び祝日

を除く平日の午前８時３０分から午後５時まで、郵送による提出は提出期限日必着とする。

（４）参加資格審査結果通知書の送付

　　　提出された参加表明書等の確認を行い、その結果を電子メールにより通知する。

**９　質問の受付及び回答**

（１）質問書の受付

　ア　提出書類　　質問書（様式第８号）

　　イ　提出期限　　令和７年６月２７日（金）午後５時まで

　　ウ　提出方法　　電子メール又はFAXで提出すること。ただし、いずれの場合も送信後に電話で受信確認を行うこと。

　　　　　　　　　　電子メール：[zaisan@city.ebino.lg.jp](mailto:zaisan@city.ebino.lg.jp)

　　　　　　　　　　ＦＡＸ：０９８４－３５－０４０１（総務課内）

　　　　　　　　　　電　話：０９８４－３５－１１２０（財産管理課直通）

（２）質問への回答

　　ア　回答期限　　令和７年７月２日（水）

　　イ　回答方法　　質問者名等を伏せた形でえびの市ホームページに掲載

（３）その他

　　質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

　　質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案

内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみメール等で回答する。質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、又は評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

**10　途中辞退**

　　参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和７

年７月１５日（火）までに提出すること。

（１）提出先

　　　「21　提出・問合せ先」のとおり

（２）提出方法

　　　提出は、持参又は郵送（簡易書留に限る。）によること。持参による提出は、土曜、日曜及び祝日

を除く平日の午前８時３０分から午後５時まで、郵送による提出は提出期限日必着とする。

**11　参加資格確認結果通知**

　参加表明書を提出した全ての事業者に対し、次のとおり結果を通知する。

（１）通 知 日　令和７年８月上旬

（２）通知方法　電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

**12　企画提案書等の提出要請**

　参加希望者のうち、参加要件を満たすと認められる者に対して、企画提案書提出要請書により提出を要請する。

**13　企画提案書等の提出**

（１）提出書類

　　ア　企画提案書提出書（様式第５号）

　　イ　企画提案書添付書類（任意様式）

①　使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして１１ポイント以上とする。

　　　②　各提案書類等は、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

③　用紙は、日本産業規格A列４番とする。（A列３番用紙の折り込みは差し支えない。）

　　　④　ホームページ上で公開する図面等を参考に積算のうえ、提案書を作成すること。

　　　⑤　非常用照明、誘導灯または構内灯等については、原則としてLED化の対象外とする。ただ

し、受託候補者選定後の現場確認により、LED化を実施する場合がある。

　　　⑥　電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、別紙「既存器具リスト」を参考とし、次

　　　　の３点を基本に積算すること。

　　　　　１）　最新の九州電力業務用電力、従量電灯にて積算

　　　　　２）　再エネルギー促進賦課金を加算

　　　　　３）　燃料費調整額を含めずに積算

　　　　　４）　九州電力CO２排出係数で積算

　　　⑦　高度な専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

　　ウ　見積書

　　　　賃貸借の金額の月額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載した（別紙）見積書を提出すること。（契約は、見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた月額で締結する。）

（２）提出期限

令和７年８月２０日（水）午後５時必着

（３）提出部数

　　　10部

（４）提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）によること。持参による提出は、土曜、日曜及び祝日を除く平

日の午前8時３０分から午後５時まで、郵送による提出は提出期限日必着とする。

（５）提出先　「21　提出・問合せ先」のとおり

**14　プレゼンテーション**

（１）実施日時・場所

　　　令和７年８月２９日（金）

　　　※時間及び会場等の詳細については、参加事業者に対し、別途、通知する。

（２）実施時間

　　　ア　提案内容の説明　３０分

　　　イ　質疑応答　　　　１０分

（３）出席人数

　　　３名以内

（４）審査順

　　　企画提案書等を提出した順（受付順）に審査する。

（５）その他

　　ア　プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを認める。

　　イ　パソコン等の機材は参加事業者が準備すること。ただし、モニタ（５２型）、HDMIケーブル及び電源コードは本市が貸与するものとする。

　　　　なお、持ち込んだ機器等において、プロジェクター等が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応は想定しておくこと。

**15　受託候補者の選定**

（１）選定方法

　　ア　企画提案書、見積金額、省エネルギー効果、財政貢献効果、地元への経済波及効果、過去の実績などをプレゼンテーション及びヒアリングにより、「（別紙１）　えびの市本庁舎照明設備ＬＥＤ化事業　公募型プロポーザル審査基準」に基づき、選定委員が総合的に評価し、提案内容が基準を満たしていると認められ、かつ、評価点数の合計点を基本に総合的に判断し、優先交渉権者として選定する。

　　イ　参加事業者が１者の場合であっても、選定委員会による審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められたときは、その参加事業者を受託候補者として選定する。

　　ウ　評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

（２）通知時期

　　プレゼンテーション日の翌日から1週間以内に通知文を発送する。

（３）その他

　　審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議申立ては認めない。

**16　契約手続き**

　本業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉をおこなうものとする。

（１）提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合に契約を締結するものとする。

（２）契約する際の仕様については、提案書及び前記（１）を盛込み作成する場合がある。

（３）提案資料及び提案内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。

（４）受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことがで

きる。

（５）契約保証金を要するものとし、本市が発行する納付書により納入するものとする。ただし、えびの市財務規則（昭和４７年えびの市規則第２号）第９９条第２項の規定に該当する場合は免除する。

（６）契約保証金の額は、賃貸借の年額相当額（消費税及び地方消費税を含む。）の１００分の１０以上

とする。

**17　提出書類の取扱い**

（１）提出された全ての書類は、返却しない。

（２）提出期限の経過後は、書類の差替え、追加及び削除は認めない。

（３）提出された書類の著作権は、提出した参加事業者に帰属する。ただし、本市が本業務の目的を達

　　成するために必要な範囲内において、無償で使用できるものとする。

（４）本市は、必要と認める場合に追加資料の提出を求めることができる。

**18　情報公開及び提供**

（１）参加事業者数及び選定した受託候補者については、えびの市ホームページ上に公開する。

（２）本プロポーザル実施に関する情報及び参加事業者から提出された資料は、えびの市情報公開条例

（平成１２年えびの市条例第３４号）に基づき公開することがある。

**19　失格事項**

　本プロポーザルの参加事業者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を

失格とする。

（１）虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合

（２）選定委員との接触など、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（３）書類の提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

（４）見積書に記載された金額に６０月を乗じた額が、提案上限額を超過している場合

（５）企画提案書等への虚偽記載が発覚した場合

（６）プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

**20　その他**

（１）書類作成及び提出にかかる費用等、本プロポーザルへの参加に要した経費の全ては、参加事業者

の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに

要した費用を本市に請求することはできない。

（２）参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てる

ことはできないものとする。

（３）本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は企画

提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。

（４）既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において地元電気工事業者の活用を優先的

　　に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

（５）今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、中

止をする場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。

**21　提出・問合せ先**

〒８８９－４２９２　宮崎県えびの市大字栗下１２９２番地

えびの市役所　財産管理課　管財係　担当：永山

　電　話：０９８４－３５－１１２０（財産管理課直通）

　ＦＡＸ：０９８４－３５－０４０１（総務課内）

　電子メール：[zaisan@city.ebino.lg.jp](mailto:zaisan@city.ebino.lg.jp)

（別紙１）

**えびの市本庁舎照明設備ＬＥＤ化事業　公募型プロポーザル審査基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項　　目** | **評価基準** | **配　点** |
| 事業遂行  能力 | プレゼンテーションはわかりやすく、提案内容に具体性、実現性があるか。 | ５点 |
| 同種の事業、契約実績（国内、県内別に）があり、適正な契約履行が行われているか。 | １０点 |
| 長期に渡り、安定的に事業執行できる経営状況であり、計画どおりの事業執行を行う能力を有しているか。 | ５点 |
| 施工等  管理 | 計画、施工、維持管理、リース等役割分担が明確で必要な体制が整っているか。 | ５点 |
| 提案内容は、具体性がある実現可能な体制、工程となっており、期限内に早期完了が見込めるか。 | ５点 |
| 市役所の日常業務に支障を及ぼさない施工上の配慮がされているか。 | ５点 |
| 適正な施工監理により、品質管理、安全管理及び労働者の労働環境、条件等に配慮され、関係法令を遵守した信頼性がある提案内容となっているか。 | ５点 |
| 使用機器 | 提案製品は、累積製造数、販売実績等を十分有し、仕様書に準じた製品であり、照度等の性能は十分か。 | １０点 |
| 提案製品の製造及び流通において、地元の雇用に貢献が見込めるか。 | ５点 |
| 提案製品及び工法は、品質、安全性を十分確保できるか。  アスベスト対策など環境法令に抵触することはないか。 | ５点 |
| 維持管理 | 製品に関する不具合、事故及びトラブル等が発生した場合に、迅速に対応できる体制及び対策が確保されているか。 | ５点 |
| リース期間中の保証が確実に実行される体制になっているか。 | ５点 |
| 事業効果 | 電力消費量やCO2排出量の削減等に関する提案について、ＬＥＤ化による効果として具体性・妥当性があり、消費電力、ＣＯ2排出量の削減効果が十分見込めるか。SDGｓに寄与した提案内容か。 | ５点 |
| 各役割において、地元事業者の活用等、地域建設業の維持、地域経済に寄与した提案であるか。 | １０点 |
| 独自性 | 市に有益となる独自の省エネ提案等の創意工夫があるか。 | ５点 |
| 本施工を通して、近い将来に想定される本庁舎建て替えに際しての助言、提案等に期待が持てるか。 | ５点 |
| 見積金額 | 発注条件及び仕様の遵守並びに品質や安全性の確保を前提として、提案内容に要する費用は適正で、市の財政にとって有益な価格か。不適切な単価設定でダンピングとなっていないか。 | ５点 |
| **合　　計** | | **１００点** |

　【審査方法】

　（１）委員は、各項目について審査を行い、採点する。

　（２）全ての委員の点数を集計する。

　（３）委員が採点した得点の合計が基準点（３００点）を超え、合計得点を基本に総合的に判断し、事業

者を受託候補者として決定する。

（４）委員が採点した得点の合計が基準点（３００点以上）に達していても、６０点を超える委員が３人

に満たない場合は、協議の上、決定する。

（５）委員が採点した得点の合計が基準点（３００点以上）に満たない場合は採用しない。